

平成17年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目

関東運輸局東京運輸支局

年末年始の輸送等の繁忙期に鑑み、自動車交通機関の安全の確保及び関係者の安全に関する意識の徹底を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

第1 期 間

平成17年12月10日（土）～平成18年1月10日（火）

第2 実施要領

1. 総点検の趣旨の徹底

- (1) 自動車使用者に対し、日常点検、定期点検整備の励行を指導するとともに、総点検の趣旨の徹底に努めること。
- (2) 自動車関係団体及び傘下事業者等は、安全総点検の実施期間中は垂れ幕、立て看板等を掲出するとともに、点検事項を掲示するなどして総点検の趣旨の徹底を図ること。

平成17年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目（自動車輸送関係）

関東運輸局

年末年始の輸送等の繁忙期に鑑み、自動車交通機関の安全の確保及び関係者の安全に関する意識の徹底を図るため、「平成17年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画」に基づき、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

第1 期 間

平成17年12月10日（土）～平成18年1月10日（火）

第2 重点項目

今年度は、次の3点を重点項目とし、点検を実施する。

1. 飲酒運転、過労運転等を防止するための体制整備状況
2. 自然災害、事故等発生時に乗客等の安全を確保するための体制整備状況
3. テロ防止のための警戒体制及び発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況

第3 点検事項

年末年始の輸送等に関する安全総点検の点検事項は次のとおりとする。

1. 飲酒運転、過労運転、最高速度超過、過積載運行及び運転中の携帯電話使用の防止等道路交通法の遵守並びに点呼の厳正な執行等運行管理の実施状況
 - (1) 飲酒運転の防止が図られているか。
 - (2) 過労運転の防止が図られているか。
 - (3) 乗務員の生活習慣及び健康状態について把握しているか。
 - (4) 運転中の携帯電話使用禁止について乗務員への指導が徹底されているか。
 - (5) 最高速度を遵守した運行が行われているか。
 - (6) 過積載運行の禁止が図られているか。
 - (7) 積載方法は適切に行われているか。
 - (8) 点呼は対面により確実に実施されているか。
 - (9) 事故の実態が確実に把握され、再発防止について十分な指導・監督が行われているか。
 - (10) 運行管理規程の内容が関係法令等必要事項を満足しているか。
 - (11) 運行管理規程等の社内規程の内容について運行管理者等への周知徹底が図られているか。
 - (12) 安全サービス規律等社内規程の内容について乗務員への周知徹底が図られているか。
2. シートベルト着用推進の実施状況

- (1) シートベルト着用が確実に実施されているか（乗務員・乗客）。
 - (2) シートベルト着用推進について十分な指導が実施されているか。
 - (3) シートベルト及びバックルの損傷等について点検しているか。
3. 車両の日常点検整備、定期点検整備等整備管理の実施状況
- (1) 自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検整備が確実に実施されているか。
 - (2) 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造防止について徹底されているか。
 - (3) 整備管理者に対し、自動車点検基準、整備管理規程等の遵守について周知徹底が図られているか。
4. トラック・バスのリコール対象車両の改善措置及び安全確保に関する対策の実施状況
- (1) リコール対象車両は速やかに改善措置を受けているか。
 - (2) リコール対策未実施車両についての注意事項を運転者に注意喚起しているか。
5. 事故・事件等発生時の旅客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備状況
- (1) 事故・事件（テロを含む。）及び自然災害発生時等における通報・連絡・指示に係る連携・責任体制が明確になっているか。
 - (2) 事故・事件（テロを含む。）及び自然災害等が発生した場合の旅客等の安全確保及び緊急時の連絡等が迅速、かつ、的確に措置できる体制となっているか。また、運行管理者、運転者等に対し周知徹底が図られているか。
 - (3) 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード（イエローカード）の携行その他必要な事項について規定されているか。
6. 主要駅前のバス乗降場、車内、車庫内外等の点検・巡回の実施状況及び不審な宅配便等貨物の取扱い等テロ防止のための警戒態勢の整備状況
- (1) 主要駅前のバス乗降場の点検・巡回が徹底して実施されているか。
 - (2) 車庫内外の点検・巡回が徹底して実施されているか。
 - (3) 屋根付きバス停において、テロ対策実施中及び不審物発見時の協力要請を記載した貼り紙が貼付されているか。
 - (4) 起終点における車内の点検が徹底して実施されているか。
 - (5) 不審な宅配便等貨物の取扱い等の内容について、乗務員等への周知徹底が図られているか。

第4 実施要領

1. 運輸局、運輸支局における実施要領

運輸局、運輸支局及び自動車検査登録事務所においては、自動車検査独立行政法人と相互に連携して、次の事項を確実に実施するほか、リボンの着用、垂れ幕及び立て看板等を掲出するとともに、点検事項を掲示するなどして総点検の趣旨の徹底を図ること。

- (1) 庁舎内外の掲示物等の点検を励行すること。
- (2) 自動車運送事業者等に対して、立入査察等を実施し、事業者の総点検に対する意識の高揚に努めるとともに、点検事項に係る点検実施状況を把握すること。
特に、旅客を輸送する事業者、基準緩和認定車両を保有する事業者及び危険物等を運搬する事業者に対して、立入査察等を積極的に行うこと。
- (3) 警察、その他関係機関の協力を得て街頭車両検査を実施し、特に過積載及び暴走行為を助長するような不正改造車の排除に努めるとともに、基準緩和車両の制限事項違反の取締り等を行い、車両の安全性の確保及び公害の防止について、使用者の意識の高揚に努めること。
- (4) 街頭車両検査及び立入査察等においては、シートベルトの着用及びトラック・バスのリコール対象車両の改善対策の実施について関係者を指導すること。

2. 自動車運送事業者における実施要領

自動車運送事業者においては、経営トップを総点検最高責任者とし、また、各営業所には実施責任者を選任し、第3の「点検事項」について、別紙1から3「年末年始の輸送等に関する安全総点検実施結果報告書」（以下「点検報告書」という。）に基づき確実に点検を実施すること。

なお、経営トップを含む幹部及び実施責任者は、総点検の実施状況を随時掌握するとともに不備事項については、早急に改善すること。

3. その他

- (1) 総点検の趣旨の徹底
 - ① 運輸支局は、自動車運送事業者団体、自家用自動車関係団体等の協力を求め、総点検の趣旨の徹底に努めること。
 - ② 自動車関係団体及び傘下事業者等は、垂れ幕、立て看板等を掲出するとともに、点検事項を掲示するなどして総点検の趣旨の徹底を図ること。
- (2) 総点検は、警察当局、その他関係行政機関等との綿密な連絡のもとに、その協力を得て実施すること。

第5 報告

総点検期間中に自動車運送事業者が実施した事項を別紙1から3「点検報告書」により運輸支局に報告させるとともに、運輸支局において別添の実施結果報告様式により平成18年1月31日（火）までに交通環境部環境・安全課へ報告（期限厳守）すること。